

北栄町環境審議会について

◇環境審議会とは

- ・北栄町環境基本条例（平成18年北栄町条例第40号）第24条に基づく町の附属機関。
- ・委員は10人以内で組織され、町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。（任期は2年間）

◇北栄町環境基本条例（抜粋）

第4章 環境審議会 （設置）

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき北栄町環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
- (2) 町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席要求）

第29条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第30条 審議会に専門の事項を研究討論するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第31条 審議会の庶務は、環境エネルギー課において処理する。

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定において、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、北栄町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

◇環境基本法(抜粋)

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

北栄町訓令第16号

北栄町環境最高未来責任者設置要綱

(設置)

第1条 未来の北栄町に生きる若者として町及び北栄町環境審議会と連携し、環境問題及び持続可能なまちづくりに関心を持ち、環境・社会・経済の課題を同時に解決していく視点を大切に、考えたり、意見交換をしたり、自分たちに出来ることを提案したりすることで、北栄町がめざす「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現に重要な地域資源を活用する循環型社会の構築に資するため、北栄町環境最高未来責任者（以下「環境CF0」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 環境CF0は、10名以内とし、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 環境CF0の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、後任の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 環境CF0の任務は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全及び創造に関する基本的事項等を学び、協議する。
- (2) 北栄町環境基本計画等について学び、協議する。
- (3) 北栄町環境審議会と連携する。
- (4) 環境を軸に地域循環共生圏・ローカルSDGsについて学び、協議する。
- (5) 町の行う環境関連事業への協力を行う。

(研修)

第5条 町は、必要に応じて研修の機会等を提供し、北栄町の環境に対する取り組み及び北栄町環境基本計画等について検討するものとする。

(庶務)

第6条 環境CF0に関する庶務は、環境エネルギー課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

平成15年度～令和7年度12月 埋立量
(かさ比重0.7m³/tで換算)

年度	焼却灰(t)	固化灰(t)	不燃残渣(t)	小計(t)	換算(m ³)	覆土材(m ³)	合計(m ³)
平成15年度	2,830.98	1,566.11	913.74	5,310.83	3,717.58	203.4	3,920.98
平成16年度	2,478.66	1,577.12	549.32	4,605.10	3,223.57	297.9	3,521.47
平成17年度	2,273.81	1,502.44	481.07	4,257.32	2,980.12	333.0	3,313.12
平成18年度	2,166.36	1,475.27	444.67	4,086.30	2,860.41	253.8	3,114.21
平成19年度	2,107.94	1,438.01	387.49	3,933.44	2,753.41	239.6	2,993.01
平成20年度	2,053.69	1,344.43	363.28	3,761.40	2,632.98	359.0	2,991.98
平成21年度	2,002.64	1,326.65	396.96	3,726.25	2,608.38	172.9	2,781.28
平成22年度	2,028.65	1,325.88	393.59	3,748.12	2,623.68	214.0	2,837.68
平成23年度	2,098.99	1,340.20	366.80	3,805.99	2,664.19	226.0	2,890.19
平成24年度	2,182.30	1,369.51	411.33	3,963.14	2,774.20	251.2	3,025.40
平成25年度	1,983.51	1,327.60	373.73	3,684.84	2,579.39	263.3	2,842.69
平成26年度	1,949.52	1,411.51	375.16	3,736.19	2,615.33	232.7	2,848.03
平成27年度 焼却灰リサイクル開始	106.02	1,678.28	383.13	2,167.43	1,517.20	129.7	1,646.90
平成28年度	0.00	1,555.50	595.85	2,151.35	1,505.95	192.8	1,698.75
平成29年度	0.00	1,319.96	379.21	1,699.17	1,189.42	229.0	1,418.42
平成30年度	0.00	1,380.21	477.16	1,857.37	1,300.16	343.0	1,643.16
令和元年度	0.00	1,337.47	411.76	1,749.23	1,224.46	72.0	1,296.46
令和2年度 第2期工区完成(R2/8月)	0.00	1,209.16	416.84	1,626.00	1,138.20	156.0	1,294.20
令和3年度	0.00	1,159.90	421.66	1,581.56	1,107.09	147.5	1,254.59
令和4年度	0.00	1,117.72	396.92	1,514.64	1,060.25	193.0	1,253.25
令和5年度	0.00	1,113.67	373.85	1,487.52	1,041.26	3,397.5	4,438.76
令和6年度	0.00	993.59	370.81	1,364.40	955.08	139.5	1,094.58
令和7年度 12月末までの実績	0.00	745.14	257.15	1,002.29	701.60	108.5	810.10
合計	26,263.07	29,870.19	9,684.33	65,817.59	46,072.31	8,155.30	54,929.22

・埋立容量
・埋立残容量
・最終覆土を除いた残容量

92,000.00 m³
37,070.78 m³
23,120.78 m³

・埋立実績
・埋立率
・最終覆土を除いた埋立率

54,929.22 m³
約59.71 %
約70.38 %

令和7年度
※令和7年12月末時点
焼却灰リサイクル量
1443.60[t]

埋立完了見込
令和24年度
(残り17年)
※R7.12現在

《埋立の状況》

R7.12月～

○第2工区埋立完了

○第2工区キャッピング工事を開始（R8.3月工事完了予定）

※埋立が完了した第2工区について、雨水の浸透を抑えるため、勾配を設けた覆土を行うもの。

○第2期工事部分（第3工区）への埋立を開始

- ・埋立残容量 37070.78^m³
（最終覆土を除いた残容量 23120.78^m³）
- ・埋立率 約59.71%
（最終覆土を除いた埋立率 約70.38%）



【第3工区の様子（R8.2.5撮影）】



【第2工区の様子（R8.2.5撮影）】

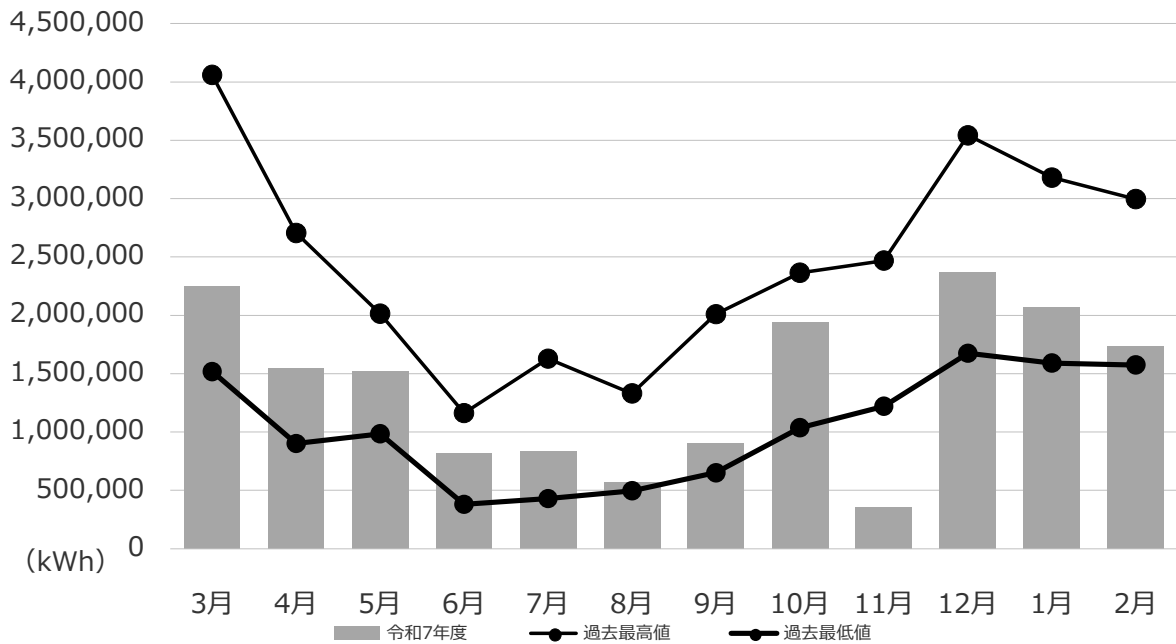


【第1工区の様子（R6.6撮影）】
キャッピング工事実施済み

北条砂丘風力発電所

令和7年度
3月1日 現在

売電実績



月	売電電力量				令和7年度		
	過去平均値	過去最高値	過去最低値	令和6年度	売電電力量 kWh	売電収入 円	CO ₂ 削減量 t
3月	2,442,215	4,059,600	1,518,960	2,869,680	2,249,760	50,777,083	931.4
4月	1,875,109	2,707,440	903,120	903,120	1,544,400	34,857,108	639.4
5月	1,458,983	2,015,040	983,760	1,845,840	1,516,800	34,234,176	628.0
6月	848,952	1,162,800	381,120	1,009,680	818,040	18,463,162	338.7
7月	990,303	1,629,744	430,560	1,102,320	838,368	18,921,965	347.1
8月	894,198	1,330,560	496,800	591,120	565,656	12,766,855	234.2
9月	1,194,719	2,008,800	650,664	975,600	906,624	20,462,503	375.3
10月	1,569,222	2,364,024	1,036,080	1,676,880	1,944,432	43,885,830	805.0
11月	1,975,085	2,469,120	1,221,192	2,469,120	356,376	8,043,406	147.5
12月	2,618,793	3,543,816	1,674,240	2,934,000	2,372,712	53,552,109	982.3
1月	2,439,072	3,181,824	1,590,480	2,507,280	2,072,472	46,775,693	858.0
2月	2,344,882	2,996,184	1,575,120	2,271,120	1,738,512	39,238,215	719.7
計	20,651,533			21,155,760	16,924,152	381,978,105	7,006.6
基金(年度末)	積立			100,000,000			
(円)	残高			1,182,654,735			

※CO₂削減量はグリーンエネルギーCO₂削減相当量認定制度に適用する全電源送電端平均CO₂排出係数(2024年度)(0.414kg-CO₂/kWh)により算出

脱炭素先行地域の対象：東大山中山間地域集落エリア、農業コスト改善・高付加価値化エリア、再エネ電気供給エリア

主なエネルギー需要家：戸建住宅2,496戸(倉吉市1,449戸、琴浦町648戸、北栄町399戸)、民間施設(118施設)、公共施設(23施設)

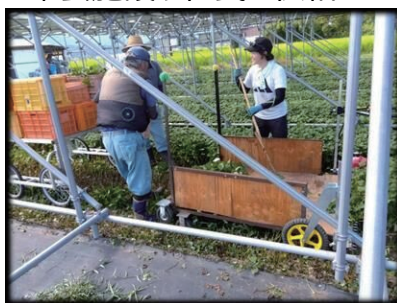
共同提案者：北栄町、琴浦町、鳥取県、(株)鳥取みらい電力、(株)鳥取銀行、京葉ガスエナジーソリューション(株)、鳥取中央農業協同組合、鳥取県中部森林組合、大山乳業農業協同組合、大倉土地改良区、大栄町土地改良区、倉吉商工会議所、琴浦町商工会、北栄町商工会、(株)ゼンヤクノー、(株)エナテクス、(株)ハヤブサ

取組の全体像

維持存続が危ぶまれる中山間地域の集落において、**耕作放棄地を解消**するため、遮光の影響を受けにくいどくだみを栽培する**営農型太陽光発電を大規模に展開し、健康茶等を製造**する地元県内事業者との全量取引を行うことで、**農地の維持と地域経済の活性化**を図るとともに、継続的な新規就農者の確保・育成に取り組むためのスキームを構築。また、**県やJA、鳥取大学農学部、県立農業大学校、県立倉吉農業高等学校と連携**し、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)の研究**や**人材育成**にも取り組むとともに、**営農型太陽光発電を展開**する。さらに、スケールメリットを生かした発電事業等に取り組むために**1市2町主導で設立する非営利型一般社団法人**と地域新電力「鳥取みらい電力」が両輪となって事業を推進する。

1. 民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

- ① **1市2町主導で非営利型一般社団法人を設立**。地域新電力と連携し、**耕作放棄地**を活用したどくだみを栽培する**営農型太陽光発電設備**(約3,000kW)を導入して発電した再エネ電力を集会施設や住民へ供給
- ② かつて稼働していた小水力発電を再興させ、新たに**小水力発電設備**(約100kW)を導入
- ③ 遊休地や公園の駐車場を活用し、オフサイト太陽光発電設備(野立て、カーポート型：約1,750kW)を導入
- ④ 地域の防災拠点等のオンサイト太陽光発電設備(屋根、カーポート型：約550kW)を導入



営農型太陽光発電下でのどくだみ収穫の様子

2. 民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

- ① **県やJA、鳥取大学、農業大学校、倉吉農業高校と連携**し、垂直型と組み合わせた**営農型太陽光発電設備**(約150kW)の導入や、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)の研究・人材育成**に取り組む
- ② 1市2町と地元の森林組合が連携し、地域の間伐材等を活用した**木質バイオマス熱供給設備**を導入し、どくだみの乾燥等に活用
- ③ 一般社団法人と1市2町の商工会議所が連携し、電気保安人材の育成、資格取得支援を実施

3. 取組により期待される主な効果

- ① 集落規模に応じた営農型太陽光発電の展開により、**耕作放棄地の解消と売電・地場産品販売に伴う収益増加**を実現し、**地域経済の活性化**を図る
- ② 営農型太陽光で**栽培可能な新しい地場産品の研究**や**人材育成**により、地域の基幹産業である**農業の維持**に貢献
- ③ 官民連携により**中山間地域に不足する電気保安人材を確保**
- ④ **県が関係者と連携して営農型太陽光発電を県内に展開**し、農産品の収入に加え、新たに**売電収入を生み出すことで農家の安定的な経営に寄与**

4. 主な取組のスケジュール

